

事業者の皆さんへ

# 事業系ごみの正しい処理と 減量・リサイクルについて



- 事業系廃棄物とは ..... 1
- 事業者は廃棄物を自ら適正に処理する責任があります ..... 2
  - 事業系廃棄物の処理方法 ..... 3
  - 展開検査を実施しています ..... 4
- 事業者はごみの減量に努めなければなりません ..... 5
  - 食品ロスを防ぐために ..... 6
  - プラスチックの資源循環に取り組みましょう
- 多量排出事業者の責務 ..... 7
- 問い合わせ先

# 事業系廃棄物とは

事業系廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業活動には飲食店や各種店舗、事務所、ホテルなど営利を目的にするものだけでなく、病院、学校などの公共的なサービスも含まれます。このため、従業員が使って不要となった文具類（事務用品）や昼食時のごみ（弁当ガラ、ジュース缶等）も事業系廃棄物となります。

事業系廃棄物のうち、法律に定められている20種類のものを産業廃棄物といい、産業廃棄物に該当しないものを事業系一般廃棄物といいます。（下図参照）。



## ※特別管理廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定されており、より厳しい基準に従って処理しなければなりません。

## 産業廃棄物の種類

区分	種類	具体的な例
①	燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰その他の焼却灰
②	汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥その他の泥状の物
③	废油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性・動植物性を問わず全ての废油
④	廃酸	廃写真定着液など、有機性・無機性を問わず全ての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性・無機性を問わず全てのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固体・液状を問わず全ての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）
⑦	ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）
⑧	金属くず	金属の研磨くず、切削くず、鉄くず、アルミくずその他、不要となった金属
⑨	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなどのか、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
⑩	鉛さい	鉛物砂、サンドブラストの塵砂、不良石炭その他各種溶鉛炉かすなど
⑪	がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
⑫	はいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん

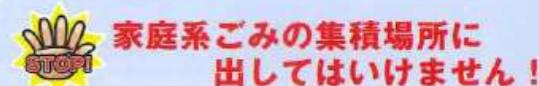
あらゆる事業活動に伴うもの

# 事業者は廃棄物を自ら適正に処理する責任があります

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)

事業系一般廃棄物 と 産業廃棄物 は、それぞれ適正に処理しましょう！

## 事業系ごみの処理の流れ



家庭系ごみの集積場所は、家庭から出るごみを出す場所ですので、事業系ごみ（事業活動に伴って出るもの）を出すことはできません。  
1階が店舗で2階が住居などの店舗兼住宅から出るごみも、事業系ごみと家庭系ごみに分けなければなりません!!



商店・工場・事業所で使用したものや、家庭から事業に伴い事業者が引き取ったものは、産業廃棄物となり、家庭系ごみとして排出できません！  
(不法投棄となり、法律により罰せられます！)

## ①茨木市的一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託する方法（有料）

ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者（右表参照）と契約してください。無許可業者に委託すると委託した事業者も罰せられます。

収集ごみの種類や回数などは、一般廃棄物収集運搬業許可業者と相談してください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者（50音順）	
（株）石原産業	06-6392-3271
茨木環境保全（株）	072-625-8121
北大阪清掃（株）	06-6952-0355
都市クリエイト（株）	072-681-0089
鷲尾商店（株）	072-622-2173

## ②事業者が直接、環境衛生センターに搬入する方法（有料）

直接持ち込む場合は、必ず前日までに申し込んでください。

持ち込みができないごみ（下記のもの）がありますので、事前にお問い合わせください。

- ①産業廃棄物
- ②紙類などのリサイクルが可能なもの
- ③処理困難物や危険物 など

### 茨木市環境衛生センター

所在地	茨木市東野々宮町14番1号
搬入できるもの	事業系一般廃棄物
処理手数料*	10kgにつき90円
搬入時間	平日の午後1時～4時
電話番号	072-634-1627

\*処理手数料は、令和5年(2023年)4月現在

## ③産業廃棄物について ►►► 産業廃棄物は環境衛生センターに搬入することはできません！

産業廃棄物は、大阪府の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。  
くわしくは、大阪府産業廃棄物指導課《TEL06-6941-0351（代表）》まで。  
又は、次で検索してください。

●大阪府知事の許可を受けた  
産業廃棄物処理業者について

●大阪府知事の認定する  
優良な産業廃棄物処理業者について

●再生事業者（リサイクル業者）について

大阪府産業廃棄物処理業者名簿

検索

大阪府優良認定産廃処理業者

検索

大阪府再生事業者名簿

検索

## 事業系廃棄物の処理方法



## 展開検査を実施しています

茨木市では、不適正搬入物を防ぐため、環境衛生センターにおいて、持ち込まれる事業系廃棄物の展開検査を行っています。展開検査で不適正搬入物を発見した場合は、搬入業者に対し指導及び持ち帰りの指示を行っています。また、排出した事業者に対しても、後日事業所を訪問して指導及び助言を行っています。

不適正搬入物… 産業廃棄物、再資源化できるもの及び  
茨木市以外で発生した廃棄物であるにも関わらず、搬入された物



▲展開検査の様子

## 産業廃棄物の混入が多く発生しています

事業活動で排出された廃プラやビニール等は産業廃棄物となります。

近年、事業系一般廃棄物とこれら産業廃棄物が混入しているケースが多く確認されています。

## 混入しやすい一例



これらは産業廃棄物です!  
環境衛生センターへの搬入はできません!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」等に違反したときは、環境衛生センターへの廃棄物の搬入ができない場合があります。

## どうして、一般廃棄物に産業廃棄物が混入するのでしょうか

## 原因

- ・産業廃棄物の品目に対する認識が不足している。
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて排出するごみ箱や集積場所がない。
- ・事業所内のごみ集積場所にごみの区分に応じた表示や仕切りがない。
- ・来訪者(従業員以外)にとって、そこでの分別方法が分かりにくい。



## 対策

- ・各フロア、居室ごとの分別を徹底する。
- ・ごみ箱には品目を明示する。
- ・ごみ集積場所での表示を分かりやすくし、分別を徹底する。
- ・テナント、従業員、清掃員、来訪者に取組を周知徹底する。



# 事業者はごみの減量に努めなければなりません

事業者は、ごみの減量に努めることが義務付けられています。自ら排出するごみを減らしたり、リサイクルすることはもちろん、自社製品が廃棄された際に適正な処理が困難になることがないよう工夫することも求められています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項)

## ごみを減らすためにRで始まる3つの取組

まずは  
Reduce 本当に必要なものだけを買う・使うことでごみを極力出さない。

次に  
Reuse 繰り返し使用する。

そして  
Recycle 資源として再利用する。

3 Rの取組後、どうしてもごみになってしまうものは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、それぞれ適正な方法で処理してください！

## 「雑がみ」もリサイクルできます！

雑がみとは…「新聞(折込ちらしを含む)」「雑誌」「段ボール」以外のリサイクルできる紙のことです。

### 雑がみ(リサイクルできる紙)の一例

紙以外の粘着テープ、プラスチック、金属などの付属品は「雑がみ」と一緒に出さないでください。



ティッシュの箱



値札・ポップ



薬・お菓子などの紙箱



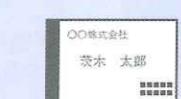
包装紙



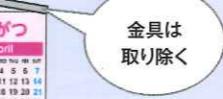
封筒・はがき



紙袋



名刺



金具は取り除く

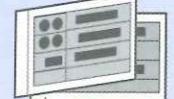
### これらはリサイクルできません！



紙コップ・紙皿



圧着はがき



カーボン紙



感熱紙



汚れた紙



においのついた紙



写真



〈注意〉

→紙製容器包装識別マークがついていても、すべてが「雑がみ」ではありません。

## 食品ロスを防ぐために

### 事業者ができること(一例)

- 製造(加工)量を考慮した適正量の原料調達を行う。
- 未使用の原料の有効利用に取り組む。
- 製造(加工)過程でのミスを削減し、不良品発生を減らす。
- 賞味期限は商品の特性に応じて適切に設定し、過度に短くしない。
- 少量パックの販売やばら売りを行う。
- 在庫管理を適切に行い、品質低下を防ぐ。
- ドギーバッグの導入を行う。
- 消費者へ「3010(さんまるいちまる運動)」の啓発を行う。

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。食品関連事業者からの食品ロス量は約309万tであり、食品ロス削減には事業者の取組が必要とされています。

### 食品ロス発生量(570万トン)の内訳



参考：農水省食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢  
(令和3年(2021年)11月時点版)

## プラスチックの資源循環に取り組みましょう

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などが大きな社会問題となっている中、生活環境の保全を図り、経済の健全な発展を目的に、プラスチックに係る資源循環の促進を図るために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和3年(2021年)6月4日に成立し、令和4年(2022年)4月1日に施行されます。

### 法律の主な措置内容

#### [特定プラスチック使用製品の使用の合理化]



商品の販売やサービスの提供とともに、消費者に対し無償で提供されるプラスチック使用製品(※1)について、その提供事業者(※2)は、ポイント還元や代替素材への転換などの使用の合理化(※3)への取組が求められます。

※1 対象となるプラスチック使用製品は？ 主としてプラスチック製の「フォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、ハンガー、衣類用のカバー」が対象です。

※2 提供事業者の業種は？ 各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯業が指定されています。

※3 使用の合理化とは？ 「有償又は使用しないように誘引するための景品等(ポイント還元等)による提供方法の工夫」や『薄肉化又は軽量化、繰り返し使用が可能な製品の提供などの使用製品の工夫』が求められます。

#### [製造事業者等による自主回収・再資源化]



プラスチック使用製品の製造・販売又は提供する事業者は、積極的に自主回収・再資源化を行うことが期待されています。なお、製造事業者等が「自主回収・再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃棄物処理法の業の許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができます。

#### [排出事業者による排出の抑制・再資源化等]



排出事業者は、積極的なプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等が求められます。なお、排出事業者が「再資源化事業計画」を作成し、国の認定を受けることで、廃棄物処理法の業の許可がなくても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業を行うことができます。

◎特定プラスチック使用製品以外の製品についても削減・リサイクルに努めましょう。

# 多量排出事業者の責務

茨木市では、一般廃棄物を毎月3トン以上排出する事業者を「多量排出事業者」としています!



## 減量計画書の作成と提出

(茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条)

事業者は、事業系一般廃棄物の減量計画を定めた減量計画書を提出しなければなりません。

## 廃棄物管理責任者の選任と届出

(茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第21条)

事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせる廃棄物管理責任者を選出し、届け出なければなりません。

**減量計画書の提出がない場合、市長は条例に基づき、次の措置を取ることがあります！**

**1 指導及び勧告**  
(条例第45条)

**2 公表**  
(条例第46条)

**3 環境衛生センターへの受入拒否**  
(条例第47条)

## 事業所訪問を実施しています

多量排出事業者を中心に市担当者が日々事業所を訪問し、ごみの減量、再資源化及び適正処理について実態を確認するとともに、事業所での問題点や課題などを聞き取りしながら、指導や助言を行っています。

事業所の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 廃棄物管理責任者研修会を実施しています

ごみの減量・再資源化を促進するため、多量排出事業者の廃棄物管理責任者を対象とした研修会を引き続き実施しています。別途、実施の際はご案内をいたしますので、ぜひご参加ください。



## 問い合わせ先

ごみの減量及び処理の委託に関することは

資源循環課へ

072-620-1814

ごみの搬入に関することは

環境衛生センターへ 072-634-1627